



令和5年第3回総会

会 議 録

期 日 令和5年3月28日
場 所 枕崎市妙見センター

枕崎市農業委員会

令和5年第3回枕崎市農業委員会総会

会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日 令和5年3月28日（火）

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	1 2	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	1 3	あっせん譲受等候補者名簿への新規登載について
4	1 4	農業振興地域整備計画変更協議に係る意見（案）について
5	1 5	農地法第3条許可申請について
6	1 6	農地法第5条許可申請について
7	1 7	農用地利用集積計画の調整について
8	1 8	職員の人事異動について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
3月28日	午前9時	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第8号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1番	天達範隆	農業委員
	2番	原田克子	農業委員
	3番	水野正子	農業委員
	4番	篠原正	農業委員
	5番	今給黎龍浪	農業委員
	6番	白澤千恵子	農業委員
	7番	眞茅文男	農業委員
	8番	俵積田広昭	農業委員
	9番	園田和寛	農業委員
会長代理	10番	畑野真人	農業委員
	11番	中原敬彦	農地利用最適化推進委員
	12番	俵積田正康	農地利用最適化推進委員
	13番	有村貞雄	農地利用最適化推進委員
	14番	桑原和英	農地利用最適化推進委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 永江靖博
主幹兼農地係長 加治屋昭男
農地係参事補 前原光博

午前 9 時 00 分 開会

議長 令和5年第3回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員 13 名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。2番原田委員、3番水野委員をお願いいたします。

日程第1号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第2号議案第12号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。1ページをご覧ください。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号15号から16号までの合意解約は、利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん外1名、利用権設定をした者〇〇〇〇さん外1名です。

解約面積は田が1筆で358㎡、畑が1筆で581㎡合計2筆で939㎡です。

以上農地法第18条第6項の規定により申し出がありましたので審議をお願いいたします。これで説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号15号・16号については、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第3号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第3号議案第13号あっせん譲受等候補者名簿への新規登載について説明いたします。2ページをご覧ください。

最初に、名簿登録番号山崎地区11号、〇〇〇〇さんは経営形態雑穀・いも類・豆類及び露地野菜の複合経営で経営面積は700aです。農業労働力は2名です。

次に、名簿登録番号茅野地区38号、有限会社〇〇〇〇は経営形態工芸農作物(茶)で経営面積は1,000aです。農業労働力は2名です。

以上の2名は、担い手育成総合支援協議会の農業経営改善計画認定審査会において、計画書が認定されたことに伴い、あっせん譲受等候補者名簿に新規登載しようとするものです。これで説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載については、承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第13号は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第4号農業振興地域整備計画変更協議に係る意見(案)についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第4号議案第14号整理番号1号及び2号の農業振興地域整備計画変更協議に係る意見(案)について説明いたします。

議案書の3~6ページをご覧ください。議案書の5ページの地図を見ていただければわかるように、下木原建設の南側に両地とも位置しておりますのでまとめて説明したいと思います。

まず整理番号1号についてですが、申請人は木原町の〇〇〇〇さんです。

申請地は木原町〇〇番で申請人宅の南側に隣接し、現況は保全管理されていますが未耕作となっています。

申請地は、隣接する申請人宅への通路及び駐車場として利用します。

次に整理番号2号についてですが、申請人は木原町の〇〇〇〇さんです。

申請地は木原町〇〇番で申請人宅の南側に隣接し、現況は申請人が家庭菜園として耕作しています。

申請地は、隣接する申請人宅の通路及び駐車場として利用します。

2筆とも、農用地の集団性、農用地区域の利用上の支障、担い手に対する利用集積等へ影響を及ぼすおそれは無く、農業振興地域整備計画変更については特に問題ないものと思われまます。以上です。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。
整理番号1号並びに2号について、原田委員をお願いします。

2番（原田委員）3月17日、水野委員、桑原推進委員、事務局の加治屋係長、前原さんと現地調査を行ないました。
申請地は事務局の説明のとおりです。
整理番号1号については、保全管理されているが未耕作の畑となっており、整理番号2号については申請人の家庭菜園として利用されています。
2筆とも、農用地の集団性、農用地区域の利用上の支障、担い手に対する利用集積等へ影響を及ぼすおそれは無く、農業振興地域整備計画変更については特に問題のないものと思われま。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。
（質疑なしと呼ぶものあり）
ないようですので、質疑・意見を終結いたします。
お諮りいたします。
日程第4号農業振興地域整備計画変更協議に係る意見（案）については報告のとおり承認することに御異議ありませんか。
（異議なしと呼ぶものあり）
異議なしと認めます。
よって、議案第14号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。
次に、日程第5号農地法第3条許可申請についてを議題といたします。
まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は4件で所有権の移転に関する申請です。
〔整理番号2号〕
整理番号2号についてご説明申し上げます。
整理番号2号の申請地は、桜山東町〇〇番、田、484㎡です。
譲渡人は、〇〇〇〇さん、公務員、60歳、明和町にお住まいです。
譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、81歳、妙見町にお住まいです。
譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の規模拡大ということでもあります。
整理番号2号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
整理番号2号の申請地については9～10ページに掲載してあります。
申請地は、下園公民館より、北側約〇〇mに位置します。
〔整理番号3号〕
整理番号3号の申請地は、別府西町〇〇番、畑、394㎡です。
譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、76歳、鹿児島市にお住まいです。
譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、72歳、別府東町にお住まいです。
譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の規模拡大ということでもあります。

整理番号3号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号3号の申請地については12ページに掲載してあります。

申請地は、西之原市営団地より、北東側〇〇mに位置します。

〔整理番号4号〕

整理番号4号の申請地は、板敷南町〇〇番、畑、563㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、75歳、いちき串木野市にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、52歳、板敷本町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の規模拡大ということであります。

整理番号4号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号4号の申請地については14～16ページに掲載してあります。

申請地は、鹿児島水産高校敷地より東〇〇mに位置します。

〔整理番号5号〕

整理番号5号の申請地は、板敷南町〇〇番、畑、563㎡

板敷本町〇〇番、畑、508㎡

合計1,071㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、農業、77歳、板敷本町にお住まいです。

譲受人は、整理番号4号と同一人です。

譲渡事由は、贈与、譲受人の受贈ということであります。

譲渡人は譲受人の母であります。

整理番号5号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号5号の申請地については14～16ページに掲載してあります。

申請地板敷南町〇〇・〇〇は、鹿児島水産高校敷地より東側〇〇mに位置し、申請地板敷本町〇〇番は、板敷公民館より、東側約〇〇mに位置し、板敷集落内にあります。

整理番号2～5号においては、いずれも、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上、説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号2号について、今給黎委員をお願いします。

5番（今給黎委員）整理番号2号について報告いたします。

3月11日に譲受人、〇〇〇〇さんの立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は下園集落に居住し、花き、米、甘しょ、野菜等の専業農家であります。位置関係は事務局のとおりです。

申請地の北側は農道，東側は水稻，西側はハウス，南側はネギ等を栽培されており，現在，花き以外のハウスがあったんですが，現在は水稻を作るようです。

取得後も，水稻栽培をするということです。周囲と一体となった営農を行う計画で，本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ，問題のない申請ではないかと思われま

す。以上報告を終わります。

議長 次に整理番号3号について，俵積田広昭委員お願いします。

8番（俵積田広昭委員）整理番号3号について報告いたします。

3月12日に譲受人，〇〇〇〇さんの立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は俵積田集落に居住する農家です。甘しょ作りに従事して妻と2人で農業に営んでいます。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地の北側は市道，西側は農道を挟んで雑種地，東側は道を挟んで畑と雑種地，南側は山林です。

現在，柿などの果樹園となっています。表土が少なく甘しょ植付けはできないとのこと

です。無償で譲ってもらったに対して，〇〇様のお母様と〇〇様の妻，〇〇様のお母さんが兄弟とのことで，無償で譲り受けました。

取得後も，果樹園として，これまで同様の営農を行う計画で，本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ，問題のない申請ではないかと思われま

す。以上報告を終わります。

議長 次に整理番号4号並びに5号について，俵積田正康委員お願いします。

12番（俵積田正康委員）整理番号4・5号は関連がありますので，一括して説明します。

整理番号4号について報告いたします。

3月14日に譲受人，〇〇〇〇さんの立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は板敷集落に居住する甘藷を栽培する畑作農業者で母と2人で農業に従事しております。

譲渡人は，譲受人のいとこであり，いちき串木野市に在住しています。

位置関係は事務局のとおりです。

周辺は東側，西側，南側，北側は甘しょ畑です。現在譲受人が甘しょ畑として栽培しています。

権利取得後も，これまで同様の営農を行う計画で，本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ，問題のない申請ではないかと思われま

す。続きまして整理番号5号について報告いたします。

譲受人立会いのもと，現地確認を行いました。

譲渡人は，譲受人の母であります。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地、板敷本町〇〇番地は、周辺は東側は山林、南側は宅地、畑、西側は道、北側は自宅、畑です。

現在譲受人が菜園畑として栽培しています。

続きまして、板敷南町〇〇番地は、周辺は東側、西側、南側、北側は甘しょ畑です。

現在譲受人が甘しょ畑として栽培しています。

権利取得後も、これまで同様の営農を行う計画で、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われま。

なお、申請地〇〇、〇〇は通路が隣接していないため、〇〇から行き来しますが、現在、〇〇～〇〇まで、申請人が耕作しているとのことであり、農業委員会へ届けを出すように指導したところ。

以上報告を終わります。

議長

ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号農地法第3条許可申請の整理番号2号から5号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第15号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第6号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局

今月の農地法第5条の許可申請は3件で、所有権の移転に関する申請が3件です。

整理番号2及び3号は、資料3・4ページ、農業振興地域整備計画変更協議に係る申請と同時申請になります。

[整理番号2号]

整理番号2号の申請地は木原町〇〇番、畑、335㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん、です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、です。

転用目的は通路・駐車場です。

申請事由は、「現在、自宅への出入りについて、隣地所有者の宅地の一部を通行しているため、申請地を取得して、通路及び駐車場として利用したい。」とのこと。

申請地は、5～6ページに掲載してあります。

日程番号4号、議案番号14号、整理番号1号の農振除外と同時申請になります。

県道枕崎・知覧線沿い木原町・下木原建設から南側約〇〇mに位置します。

農地の区分は10ha以上の集団性があるため、第1種農地と判断されますが、申請地周辺には住宅が点在しており、申請地の概ね50m以内に既存住宅が3戸以上存在するため不許可例外の集落接続施設に該当します。

代替地も検討しましたが、適地が見つからずにやむを得ず申請地を駐車場の候補地としており、致し方ない申請ではないかと思われます。

計画内容は普通自動車3台の駐車場です。

造成については、現況のまま、整地のみで、周囲境界には、ブロック積みが施します。

〔整理番号3号〕

整理番号3号の申請地は木原町〇〇番、畑、176㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さんです。

譲渡人は〇〇〇〇さんです。

転用目的は通路・駐車場です。

申請事由は、「現在、自宅への出入りについて、利用している通路幅が狭く、不便であり、来客用の駐車場も不足しているため、申請地を取得して、通路及び駐車場として利用したい。」とのことです。

申請地は、5～6ページに掲載してあります。

日程番号4号、議案番号14号、整理番号2号の農振除外と同時申請になります。

県道枕崎・知覧線沿い木原町・下木原建設から南側約〇〇mに位置します。

農地の区分は集団性が0.1haの農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し、第2種農地と判断します。転用目的は、通路・駐車場で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

転用目的は、通路・駐車場で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画内容は普通自動車4台の駐車場です。

造成については、現況のまま、整地のみで、周囲境界には、既存のブロック及び石積みが施します

〔整理番号4号〕

整理番号4号の申請地は別府西町〇〇番、畑、395㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さんです。

譲渡人は〇〇〇〇さんです。

転用目的は車両の販売展示場です。

申請事由は、「経営している自動車修理工場の近くにある申請地を車の展示・置場として利用したい。」とのことです。

申請地は 22 ページに掲載してあります。

別府小学校敷地より南東側約〇〇mに位置します。

農地の区分は集団性が 10ha 以上の第 1 種農地と判断されますが、申請地周辺には住宅が点在しており、申請地の概ね 50m以内に既存住宅が 3 戸以上存在するため不許可例外の集落接続施設に該当します。

代替地も検討しましたが、適地が見つからずにやむを得ず申請地を販売展示場(車置場)の候補地としており、致し方のない申請ではないかと思われま

す。転用目的は、車両販売展示場で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考え

ます。計画面積は 395 m²で問題のないものと思われま

す。計画内容は、販売用の自動車 12 台分の展示場、車置場としての利用です。

転用にあたり、現状のまま、整地しますが、東側を車の出入のため、50 cmほど切土をします。北側及び西側境界にはブロック積が施してあり、南側の農地は 50cmほど高く、擁壁を施します。

整理番号 2 号から 4 号までは、いずれも、

被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号 2 号及び 3 号について、原田委員をお願いします。

2 番 (原田委員) 整理番号 2 号について報告いたします。

3 月 1 7 日、水野農業委員、桑原推進委員、事務局、前原さんと、譲受人、〇〇〇さん、立会いの下と現地調査をしました。

2 号の申請地は、説明にありましたとおり木原町の基盤整備地区に位置する集団的な農地で、現在、保全管理されてあります。

転用目的は通路、駐車場です。

申請地の北側は宅地、東側は畑、南側は畑、西側は通路であり、現在、保全管理されております。

境界には、ブロック積みがあり、周辺土地へ土砂雨水が流出するのを防止します。

隣接する農地もなく、工作物を設置しないため日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

雨水については、自然流下により西側の雑種地にある雨水枡を介して南側の道路により処理する計画です。

そのほか被害防除計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。続いて、整理番号 3 号について報告いたします。

3号の申請地は、説明にありましたとおり木原町の基盤整備地区に位置する集団的な農地で、現在、保全管理されてあります。

転用目的は通路、駐車場です。

申請地の北側は宅地、東側は通路、南側は原野、西側は原野であり、現在、菜園畑として利用されております。

整地のみで、周囲境界には、既存のブロック及び石積みがあり、周辺土地へ土砂雨水が流出するのを防止します。

隣接する農地もなく、工作物を設置しないため日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

雨水については、自然流下により西側の雑種地にある雨水枡を介して南側の道路により処理します。

そのほか被害防除計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。
議長 次に、整理番号4号について、水野委員お願いします。

3番（水野委員）3月17日、原田農業委員、俵積田推進委員、事務局、前原さんと、譲受人、〇〇〇〇さん、立会いの下と現地調査をしました。

まず整理番号4号について報告いたします。

転用目的は車両販売の展示場です。

4号の申請地は、説明にありましたとおり、畑かん地域に隣接する10ha以上の別府東町の農地内で、現在、不耕作の畑です。

申請地の北側は畑、東側は道、西側は雑種地あり、南側は畑で、現在、不耕作の畑です。

転用にあたり、現状のまま、整地しますが、東側を車の出入のため、50cmほど切土をします。

北側及び西側境界にはブロック積が施してあり、南側の農地は50cmほど高く、擁壁を施し、周辺土地へ土砂雨水が流出するのを防止する計画です。

また、工作物を建築しないため周辺農地への日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

雨水については、地下浸透させますが、越流するものは、雨水枡を設けて、東側市道側溝へ放流します。

構築物もなく、周辺農地への日照通風等支障の問題もないため、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。
以上報告をおわります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

8番（俵積田広昭委員）5ページを見てください。整理番号2番、3番について、現状のまま自然流下となっておりますけど、原野の溜枡があるのをそれを利用しても大丈夫なんですか。南側に畑もありますがその排水はどうなっているんですか。教えてください。

2番（原田委員）畑と畑の間に雑種地がありました。ここに雨水桝があるのでそこに排水します。

8番（俵積田広昭委員）それは原野のところの桝ですか。

事務局 この雑種地については通路として利用されており、以前から雨水桝が設置されているということでありました。その雨水桝を利用して駐車場に造成した後も流すということでした。

8番（俵積田広昭委員）排水は完璧なんですね。分かりました。

議長 他にありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第6号農地法第5条許可申請の整理番号2号から4号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって、議案第16号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第7号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第7号議案第17号農用地利用集積計画の調整について説明いたします。

1の利用権設定関係ですが、23～24ページをご覧ください。大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号39号から53号まで利用権設定を受ける者〇〇〇〇さん外14名、利用権設定をする者〇〇〇〇さん外29名で設定面積は、田が2筆1,109㎡畑が56筆56,700㎡樹園地が7筆33,483㎡、合計65筆で91,292㎡です。

以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。これで説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第7号農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号39号から53号までについては、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって、議案第17号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、議案第17号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるよう要請してまいります。

次に、日程第8号職員の人事異動についてを議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

日程第8号議案第18号職員の人事異動について説明いたします。

先程差替えをお願いしました資料をご覧ください。

3月24日に、市職員の令和5年度の人事異動の内示があり、農業委員会事務局主幹兼農地係長加治屋昭男さんと農業振興係四元一代さんが3月31日付で市長事務部局へ出向し、退職いたします。

その後任につきましては、前原光博さんが農地係長に昇格、市民生活課より新屋敷嘉一さんが農地係へ、福祉課より川野真千子さんが農業振興係に配属されることとなっています。

農業委員会事務局職員の任免については、農業委員会等に関する法律第26条第3項及び枕崎市農業委員会事務局設置規則第6条に、『職員は、農業委員会が任免する』と規定されておりますことから、今回の人事異動に当たって、農業委員会の議決を得ようとするものです。以上です。

議長

お諮りいたします。

日程第8号職員の人事異動については提案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第18号は、提案のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

午前 9 時40分 閉会

枕崎市農業委員会 会長 天達 範隆

会議録署名委員 原田 克子

会議録署名委員 水野 正子